別添２

審　査　基　準

令和７年７月１日作成

法　　令　　名：	道路交通法
根　拠　条　項：	第49条の５
処 分 の 概 要：	駐車の許可
原権者（委任先）：	警察署長
法 令 の 定 め：	新潟県道路交通法施行細則第７条の５
審　査　基　準：	別紙のとおり
標 準 処 理 期 間：	３日（行政庁の休日は含まない）
申　　請　　先：	申請書は、駐車しようとする道路を管轄する警察署の交通課窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：	交通部交通規制課企画管理係（電話025-285-0110 内線5174）
備　　考：	

別紙

警察署長は、駐車許可の申請の内容が、次の１から４までのいずれにも該当するときは、許可をするものとする。

１　駐車する日時

駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでないこと。

２　駐車の場所及び方法

次のいずれにも該当すること。

(1)　場所については、当該時間制限駐車区間を利用する他の車両を著しく妨害する場所でないこと。

(2)　方法については、当該方法で駐車することにより、交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害することとならないこと。

３　駐車に係る用務

次のいずれにも該当する用務であること。

(1)　公共交通機関等の当該車両以外の交通手段によったのでは、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務であること。

(2)　当該時間制限駐車区間において道路標識等により表示された時間以内の駐車その他駐車違反とならない方法によることがおよそ不可能と認められる用務であること。

(3)　道路交通法（昭和35年法律第105号。）第77条（道路の使用の許可）第１項各号に規定する行為を伴う用務でないこと。

４　駐車可能な場所の有無

次に掲げる範囲内に、路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用が困難と認められること。

(1)　重量若しくは長大な貨物の積卸し又は身体の障害その他の理由により移動が困難な者の輸送のために用務先の直近に駐車する必要がある車両にあっては、当該用務先の直近

(2)　その他の車両にあっては、当該用務先からおおむね100メートル以内